

医療DX推進体制・ 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院の取り組み

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、電子的診療情報連携体制整備加算3の届出を行っています。患者さんへ安全で質の高い医療を提供するため、次の体制を整備しています。

■	オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
■	オンライン資格確認等で取得した受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を診療に活用しています。
■	診療報酬明細書を無料で交付しています。
■	マイナ保険証の利用を推進しています。
■	マイナポータルの医療情報等に基づく健康相談に対応しています。

電子的診療情報連携体制整備加算3

当院では施設基準に基づき、初診時または再診時に月1回、本加算を算定しています。

算定点数

- ・初診時：4点（月1回）
- ・再診時：2点（月1回）